

国土交通省関東地方整備局 政策広報誌  
令和7年11月号（毎月発行・通算第232号）  
責任者 広報広聴対策官室  
Tel 048-600-1324

政策広報  
関東地方整備局  
第232号  


◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「令和7年度関東甲信ブロック土木部長等会議」を開催します
2. 令和7年度 首都直下地震防災訓練を実施します～災害発生時の円滑な行動を目指して～
3. 首都圏大規模同時合同取締を実施しました～全20箇所で、違反車両延べ27台に行政指導を実施～
4. 荒川調節池で『建設DXに関する見学会』を開催します～建設用3Dプリンターによる護岸ブロック製作～
5. 「スマートな河川管理」の実現に向けて  
～官民連携での堤防除草の省力化・安全性向上等を目指す取り組み～
6. 意見交換会の開催について～令和7年度「(一社)全国測量設計業協会連合会との意見交換会」～
7. 関東甲信ブロック監理課長等会議の開催について(令和7年度下期)
8. 第9回 首都圏大深度地下使用協議会幹事会を開催します
9. i-Construction技術講習会(ICT舗装工)の参加者を募集します  
～地上型レーザースキャナ(TLS)を使った測量及び出来形管理の習得を目的としています～
10. 『江戸川水閘門改築事業起工式』を開催します

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 11月はテレワーク月間です～テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行います～
2. GREEN×EXPO 2027 日本国政府出展起工式を開催しました～開幕500日前を控える令和7年11月2日(日)に開催～
3. 令和7年台風第22号、第23号で被災した東京都八丈町の水道・道路等の迅速な復旧を支援～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引上げにより、災害査定を効率化します～
4. 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」を閣議決定～予報・警報を高度化・適正化します～
5. 「下水道BCP策定マニュアル」改訂に向けた検討を行います  
～能登半島地震を踏まえた、より迅速かつ適切な災害対応に向けて～
6. 持続可能な建設業の実現のため、建設業法等改正法が完全施行されます～「建設業法施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定～
7. 「バスタ新宿」2大パワーアップ計画を開始します～インフラツーリズム魅力倍増プロジェクトモデル地区の取組～
8. 改正マンション関係法の施行に伴う関係政令を閣議決定～令和8年4月1日の施行にあたって必要な規定の整備を行います～

この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。  
どしどしお寄せ下さい。あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、  
左記のアドレスまでご連絡下さい。 <mailto:ktr-mado@gxb.mlit.go.jp>

事務局 国土交通省 関東地方整備局  
広報広聴対策官室  
TEL:048-600-1324 FAX:048-600-1369

## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 「令和7年度関東甲信ブロック土木部長等会議」を開催します

企画部

関東地方整備局と管内都県（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県）、政令指定都市（さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市）の土木部長等による「関東甲信ブロック土木部長等会議」を開催します。

会議では、国土交通省において実施している施策について意見交換を実施し、課題・取り組み状況などを共有する予定です。

1. 日 時： 令和7年11月5日（水） 14：30～17：00

2. 場 所： 千葉県庁 中庁舎10階 大会議室

3. 主な議事：（1）予算の執行促進策と執行上の課題について

（2）品確法を踏まえた取組の推進について

（3）インフラ全般のマネジメントのあり方について

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02847.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02847.pdf)

### 2. 令和7年度 首都直下地震防災訓練を実施します ~災害発生時の円滑な行動を目指して~

災害対策マネジメント室

港湾空港部

首都直下地震発生時における円滑な災害対応を目的として、関係機関との連携を図る情報共有訓練、実動による被災状況調査、道路啓開、緊急支援物資の海上輸送等の訓練を実施します。

1. 訓練日 令和7年11月13日（木）

2. 訓練会場・訓練時刻

さいたま会場：10：00～11：40

関東地方整備局 災害対策本部室（さいたま新都心合同庁舎2号館14階）

東扇島会場：13：00～15：40

東扇島地区基幹的広域防災拠点（川崎市川崎区東扇島東公園）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02856.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02856.pdf)

### 3. 首都圏大規模同時合同取締を実施しました ~全20箇所で、違反車両延べ27台に行政指導を実施~

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、関東・甲信エリア（1都8県）で予定していた21箇所のうち、中止した個所を除く全20箇所で首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

- 実施日時 令和7年11月6日（木）
- 実施場所 別紙「首都圏大規模同時合同取締箇所別の道路法違反台数」参照
- 取締結果 別紙のとおり

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02874.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02874.pdf)

#### 4. 荒川調節池で『建設DXに関する見学会』を開催します～建設用3Dプリンターによる護岸ブロック製作～

##### 荒川調節池工事事務所

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所では荒川第二調節池の排水門・堤防などの整備を推進することと並行して、i-Construction モデル事務所としてBIM/CIM を活用した先進的な取り組み普及に取り組んでいるところです。

この一環として、試行的に池内水路の護岸ブロックの一部を3D プリンターで製作することとし、その製作の様子を関東地方整備局職員・自治体職員の皆様にご覧いただく見学会を開催することとしました。この見学会により DX の取組が一層普及することを期待します。

- 日時 令和7年11月14日（金）14時00分～15時30分（予定）
- 場所 荒川第二調節池排水門
- 参加者 3D プリンターメーカー 株式会社 Polyuse  
第二排水門工事受注者 飛島建設 株式会社  
見学者 関東地方整備局職員・地元自治体職員等 50名程度（予定）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02879.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02879.pdf)

#### 5. 「スマートな河川管理」の実現に向けて～官民連携での堤防除草の省力化・安全性向上等を目指す取り組み～

##### 河川部

関東地方整備局では、河川の堤防除草の実施にあたり、現場作業の効率化・作業環境向上に資する様々な取り組みを進めております。各河川の特性や環境条件、管理目的に応じて最適な除草手法の組み合わせ（ベストミックス）を選択することが望ましいと考えております。

このたび、急勾配対応型除草機（遠隔操作式）を使用した現場見学会を開催し、現場作業の安全性向上や効率化を進める現場の取り組みをご紹介します。

- 開催日時：令和7年11月14日（金）13:30～15:00（13:00 受付開始）
- 開催場所：荒川下流河川事務所管内（東京都北区志茂5-4 1-1）  
現場：東京都北区（荒川右岸20k付近）徒步移動を予定
- 集合場所：荒川下流河川事務所 1F会議室 アモアホール 「別紙1参照」
- 内容：「急勾配対応型除草機」による堤防除草の見学会「資料1参照」

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02878.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02878.pdf)

## 6. 意見交換会の開催について～令和7年度「(一社)全国測量設計業協会連合会との意見交換会」～

企画部

関東地方整備局と一般社団法人全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会を以下のとおり開催します。

1. 開催日時 令和7年11月17日（月）14：00～15：30
2. 開催場所 ホテルブリランテ武藏野「サファイア」  
さいたま市中央区新都心2番地2
3. 出席予定者 関東地方整備局  
一般社団法人全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会  
東京地区協議会
4. 意見交換会テーマ
  - (1) 県内本店業者のさらなる活用として、地元本店業者への原則発注について
  - (2) 熱中症防止に対する経費計上及び工期確保について
  - (3) 優良業務・優良技術者 局長表彰に関する要望

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02877.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02877.pdf)

## 7. 関東甲信ブロック監理課長等会議の開催について(令和7年度下期)

建政部

下記のとおり開催しますのでお知らせします。

今回は、1. 持続可能な建設業に向けた制度的対応、2. 技能労働者の待遇改善、3. 公共工事の円滑な施工確保、4. 地域建設業の振興と担い手確保、5. 公共発注体制の強化について、意見交換・議論を行う予定です。

- 実施日時 令和7年11月21日（金）13：30～16：30  
場所 さいたま新都心合同庁舎2号館14階災害対策本部室  
さいたま市中央区新都心2番地1  
開催方式 対面・WEB会議併用  
議題（予定） 第一部 検討議題
  - 1 持続可能な建設業に向けた制度的対応
  - 2 技能労働者の待遇改善
  - 3 公共工事の円滑な施工確保
  - 4 地域建設業の振興と担い手確保
  - 5 公共発注体制の強化

第二部 報告議題など

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02896.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02896.pdf)

## 8. 第9回 首都圏大深度地下使用協議会幹事会を開催します

建設省

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）に基づき、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議をおこなうため、以下のとおり幹事会を開催いたします。

1. 日 時 令和7年11月26日（水）14時から（受付13時30分から）
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大研修室5A  
※対面形式とWEB形式の併用
3. 議 題
  - (1) 事前の事業間調整の手続きについて
  - (2) 都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業について
  - ・当日の配布資料、議事録、議事概要は、後日関東地方整備局ホームページに掲載予定です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02923.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02923.pdf)

## 9. i-Construction技術講習会(ICT舗装工)の参加者を募集します ~地上型レーザースキャナ(TLS)を使った測量及び出来形管理の習得を目的としています~

(一社) 日本道路建設業協会  
国土交通省関東地方整備局  
関東技術事務所

関東地方整備局及び一般社団法人日本道路建設業協会では、「i-Construction技術講習会(ICT舗装工)」開催にあたり、ICT舗装工に興味のある土木関係技術者を募集します。

本講習は、関東地方整備局のi-Constructionの取組とICT舗装工に欠かせない施工技術をわかりやすく解説し、さらにTLS(地上型レーザースキャナ)を活用した実習を通じて、出来形管理の実践力を身につけます。現場で即戦力となるスキルを習得し、技術力を一段と高める絶好の機会です。ICT施工の最前線を体験し、未来の舗装工事をリードする技術者を目指しましょう。

1. 開催日時：令和7年12月17日（水）10時20分から16時30分まで
2. 開催場所：関東DX・i-Construction人材育成センター  
(千葉県松戸市五香西6-12-1)
3. 主 催：国土交通省 関東地方整備局  
一般社団法人 日本道路建設業協会  
協力団体：一般社団法人 日本測量機器工業会
4. 講習内容：関東地方整備局のi-Constructionの取組  
舗装のICT施工技術  
地上型レーザースキャナ(TLS)を使った測量と出来形管理

※講習内容の詳細は別添「i-Construction技術講習会スケジュール」をご覧下さい。

※i-Construction技術講習会への参加は無料ですが、事前の申込が必要です。

※この講習会は、CPDSプログラムに認定されております。(5unit)

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02926.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02926.pdf)

## 10. 『江戸川水閘門改築事業起工式』を開催します

江戸川河川事務所

地域の皆さま及び関係者の皆さまのご協力により、江戸川水閘門改築事業を開始する運びとなりました。

つきましては、起工式を以下のとおり開催します。

1. 開催日時 令和7年12月7日（日）14時00分～15時00分  
(受付開始は13時30分より。終了時間は式典の進捗により前後する場合があります。)
2. 開催場所 東京都江戸川区東篠崎地先／千葉県市川市河原地先  
江戸川河口出張所敷地内特設テント
3. 主 催 国土交通省 関東地方整備局
4. 出席者 地元自治会、千葉県、東京都、市川市、江戸川区、  
国会議員、千葉県議会議員、東京都議会議員、  
市川市議会議員、江戸川区議会議員
5. 式 次 第 主催者挨拶、来賓挨拶、来賓紹介、祝電披露、事業紹介、鍵入れ式
6. 公 開 等 起工式は、報道機関を通じて公開いたします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_02930.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02930.pdf)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 11月はテレワーク月間です～テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行います～

テレワーク月間実行委員会（内閣官房内閣人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省、一般社団法人日本テレワーク協会、日本テレワーク学会）では、11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行います。

国土交通省では都市部への人や機能の過度な集中の解消と、地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住の推進、地方の定住促進を図るためテレワークの普及促進を行っています。

#### 主な取り組み

国土交通省は、内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、観光庁、環境省と共に、都道府県、政令指定都市及び経済団体等に対し、「テレワーク月間」への協力依頼を行います。

テレワーク月間には、関係府省庁、団体等が連携して、テレワークの先駆的な取組を行っている企業の選定及び表彰、テレワークの一層の普及を目的としたイベント等を実施します。

テレワーク月間サイトにて、テレワーク月間の趣旨・目的に賛同し、期間中にテレワークに取り組む個人・団体を募集しています。

テレワーク月間サイトで配布しているテレワーク月間のロゴマークや別添のポスターを広く活用いただき、テレワーク月間活動にご参加ください。また、テレワーク月間サイトから活動登録をすると、個人名・団体名がサイトに表示されますので、積極的な登録をお待ちしております。

#### テレワーク月間サイト

<https://www.soumu.go.jp/teleworkgekkan/>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03\\_hh\\_000192.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000192.html)

### 2. GREEN×EXPO 2027 日本政府出展起工式を開催しました～開幕500日前を控える令和7年11月2日(日)に開催～

国土交通省及び農林水産省は、令和7年11月2日（日）にGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）日本政府出展の建設工事の安全と成功を祈念して起工式を開催しました。

#### ○GREEN×EXPO 2027 日本政府出展起工式

国土交通省と農林水産省は、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）に、「日本の自然観を再考し、未来へ進む」をコンセプトとした日本政府出展を行います。この度、日本政府出展の建設着工に先立ち、令和7年11月2日に横浜市の博覧会会場（神奈川県横浜市瀬谷区）で起工式を開催しました。

## ○起工式の開催内容について

起工式には、内閣総理大臣や政府関係者、国会議員、横浜市長の他、日本政府出展関係者、地元自治体関係者などが出席しました。「GREEN×EXPO 2027 日本政府出展」建設工事の安全と成功を祈念し、高市内閣総理大臣、金子国土交通大臣兼国際園芸博覧会担当大臣、鈴木農林水産大臣、井野経済産業副大臣、山中横浜市長らによる鍵入れを行いました。

また、高市内閣総理大臣のご挨拶の中で、秋篠宮皇嗣殿下の GREEN×EXPO 2027 の名誉総裁ご就任の発表がされました。

日時：令和7年11月2日（日） 13時00分～14時00分

場所：2027年国際園芸博覧会会場 日本政府出展予定地（神奈川県横浜市瀬谷区）

主催：国土交通省、農林水産省

共催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

式次第（登壇者敬称略）

- ・主催者挨拶 國土交通大臣兼国際園芸博覧会担当大臣 金子 恭之、  
農林水産大臣 鈴木 憲和
- ・来賓祝辞 横浜市長 山中 竹春、神奈川県副知事 橋本 和也
- ・協会挨拶 GREEN×EXPO 協会会長 筒井 義信
- ・政府出展の概要説明 日本国政府出展推進会議チーフディレクター/東京農業大学  
名誉教授 萩茂 壽太郎
- ・内閣総理大臣挨拶 内閣総理大臣 高市 早苗
- ・鍵入れの儀
- ・種まきセレモニー
- ・花いけパフォーマンス

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000564.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000564.html)

## 3. 令和7年台風第22号、第23号で被災した東京都八丈町の水道・道路等の迅速な復旧を支援～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引上げにより、災害査定を効率化します～

令和7年台風第22号、第23号の接近に伴い、東京都八丈町では令和7年10月8日から13日にかけて発生した暴風雨により、多くの水道施設や道路が倒木や土砂崩れによる被害を受けました。

本災害からの早期復旧を図るため、災害復旧事業の災害査定において、設計図書の簡素化や、現地での査定作業を省略し書面により査定を行う対象を拡大することにより、災害査定完了までに要する時間の短縮を図ります。

### ＜対象区域＞

東京都

### ＜災害査定の効率化＞

#### ○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。

- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○画面による査定上限額の引上げ(机上査定の拡大)により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・画面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から引き上げる。  
2,000万円以下

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06\\_hh\\_000334.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000334.html)

#### 4. 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」を閣議決定～予報・警報を高度化・適正化します～

洪水の特別警報、高潮の共同予報・警報の創設や外国法人等による予報業務に関する規制の強化を内容とする「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

##### 1. 背景

近年の豪雨等の自然災害の頻発化・激甚化を背景として、地方公共団体や住民等の防災対応の判断に資する、より明確で、きめ細かな情報のニーズが高まっています。また、外国法人等により行われる不適切な予報業務に対応して規制を強化する必要があります。

これらを踏まえ、「気象業務法」と「水防法」を一括改正し、観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を図ります。

##### 2. 法律案の概要

###### (1) 洪水等に係る情報提供体制の強化

- 気象庁は、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、洪水等の特別警報の判断に必要な情報を提供
- 河川管理者等は、氾濫による著しい危険の切迫が認められる場合に都道府県知事等に通報

###### (2) 高潮の共同予報・警報の創設

- 国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施

###### (3) 外国法人等による予報業務に関する規制の強化

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
  - 許可の申請に当たって、国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け
  - 国内代表者等の所在が不明である場合、簡易な手続きにより許可を取り消し
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について氏名等を公表

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02\\_hh\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000043.html)

## 5. 「下水道BCP策定マニュアル」改訂に向けた検討を行います～能登半島地震を踏まえた、より迅速かつ適切な災害対応に向けて～

令和6年能登半島地震の被害を踏まえ、より実効性の高い下水道BCP（業務継続計画）に改善していくため、令和7年11月17日に下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会（第3回）を開催します。

今回は、支援自治体へのヒアリング結果や、関連マニュアルの改訂内容等を踏まえた下水道BCP策定マニュアルの改訂方針について検討する予定です。

1. 日時 令和7年11月17日（月）10時00分～12時00分
2. 場所 公益財団法人日本下水道新技術機構 8階 中会議室（WEB会議併用）  
(東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル)
3. 主な議題
  - ・第2回検討委員会 議事要旨の確認
  - ・ヒアリング結果（支援自治体）と下水道BCP策定マニュアルへの反映方針について 等
4. 委員 別紙のとおり
5. その他
  - ・会議は冒頭（委員紹介まで）のみ公開にて行います。
  - ・当日の議事概要や資料は、後日、国土交通省ホームページに掲載予定です。
  - ・第1回、第2回の検討委員会における資料等は、以下のURLを参照ください。  
[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_001017.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001017.html)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000689.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000689.html)

## 6. 持続可能な建設業の実現のため、建設業法等改正法が完全施行されます～「建設業法施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定～

適正な労務費等の確保と行き渡りなどのため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の改正規定について、令和7年12月12日から完全施行することとします。

### 1. 概要

第213回国会（常会）において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」による一部の改正規定※について、その公布の日から1年6ヶ月以内の政令で定める日から施行することとされることから、本日、その施行期日を令和7年12月12日と定めるとともに、これらの改正規定のうち国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限について定める政令を閣議決定しました。

※受注者について不当に低い請負代金・著しく短い工期による契約締結を禁止、建設工事の見積書に記載すべき事項を明記、見積書において示された金額を著しく

下回る金額での契約締結を行った発注者に対する勧告・公表権限を新設、入札金額の内訳書に記載すべき事項を明記

## 2. 政令の主な内容

- 国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限について（建設業法第20条第7項、建設業法施行令第6条の2）

新設された建設業法第20条第7項に基づいて、見積書に記載した材料費等の額について通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるような変更をした上で請負契約を締結した場合に国土交通大臣等の勧告の対象となる当該請負契約について、当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限については、500万円（建築一式工事である場合においては1,500万円）とします。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00317.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00317.html)

## 7. 「バスタ新宿」2大パワーアップ計画を開始します～インフラツーリズム魅力倍増プロジェクトモデル地区の取組～

国土交通省関東地方整備局は、インフラツーリズム魅力倍増プロジェクトのモデル地区であるバスタ新宿において、「バスタ新宿」2大パワーアップ計画を開始します。

- 国土交通省では、インフラツーリズムの拡大に向けて、令和元年度より「インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト」を立ち上げ、モデル地区を選定し、社会実験を行っております。
- 令和6年4月には、関東地方整備局東京国道事務所管の「バスタ新宿」をモデル地区に選定しました。
- 今般、関東地方整備局は、「バスタ新宿」2大パワーアップ計画を開始します。詳細は別添資料をご確認ください。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000368.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000368.html)

## 8. 改正マンション関係法の施行に伴う関係政令を閣議決定～令和8年4月1日の施行にあたって必要な規定の整備を行います～

令和7年5月に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るために建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第47号）の施行に必要な規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、令和7年5月30日に公布されました。

今般、改正法の施行にあたって必要な規定の整備を行うための政令を制定します。

## 2. 概要

改正法のうち、以下の内容は令和8年4月1日に施行されます。

### <建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）関係>

- 建物更新決議等の新たな多数決による決議の創設

### <マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係>

- 法律名の「マンションの再生等の円滑化に関する法律」への変更
- 区分所有法の建物更新決議、再建決議、一括建替え等決議に対応したマンション再生事業の規定の整備（権利変換の対象への隣接地・底地の権利の追加を含む。）
- 区分所有法の建物敷地売却決議、建物取壟し敷地売却決議、敷地売却決議に対応したマンション等売却事業の規定の整備
- 区分所有法の取壟し決議に対応したマンション除却事業の規定の整備

### <独立行政法人住宅金融支援機構法関係>

- 独立行政法人住宅金融支援機構によるマンションの更新等に必要な資金の貸付けの制度の創設

これらの改正に伴い、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）や独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第30号）等の政令について、所要の規定の整備を行います。

## 3. スケジュール

公布：令和7年11月27日（木）

施行：令和8年4月1日（水）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house03\\_hh\\_000254.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000254.html)